

## 日本母性衛生学会査読規程

### (目的)

第1条 本規定は公益社団法人日本母性衛生学会誌(以下学会誌という)に掲載する論文等の査読について規定する。ここに、論文等とは、論文(原著論文および研究報告)、事例報告、速報、依頼稿、特集とする。

### (査読者の選任)

第2条 査読者は、原則として公益社団法人日本母性衛生学会の普通会員で以下のものとする。

- ・代議員、役員、幹事
- ・査読者として推薦され編集委員会が承認した者
- ・上記以外で緊急を要し編集委員会が承認した者(専門分野の査読など)

2 論文等の内容に応じた適任者を、編集委員会が選任する。

査読者の数は、論文、事例報告については2名、その他は1名とする。

3 著者の氏名は査読者に知らせる。また、査読者の氏名は著者に知らせない。

### (査読者の任期)

第3条 原則として2年間とする。

### (査読者の責務)

第4条 査読者は、学会誌の権威と著者の権利を保護する責任があり、厳正中立の立場を保持しなければならない。査読者は、査読依頼を受けた事実および査読中の論文の内容を、他者に漏らしてはならない。また、当該論文が公刊されるまでは、その内容を自己のために利用してはならない。

### (査読・審査)

第5条 査読要領に基づきオンライン査読システムにより審査する。

査読者は、論文等の種別に応じ、内容の独創性、新規性、有用性、信頼性、完成度ならびに題目、構成、表現の適正性の観点から査読を行ない、その結果を編集委員会に報告する。

2 編集委員会は、査読報告にもとづき、論文の「採択」、「条件付き採択」、「修正再査読」、もしくは「不採択」の判定を行ない、その結果を著者に通知する。

再審査は1回を原則とする。

### (査読者の推薦)

第6条 役員・幹事は推薦書を添えて査読者の推薦をすることができる。

### (規定の改廃)

第7条 本規定の改廃は、編集委員会が起案し、理事会に報告する。

附則 この規程の改正は、平成31年1月7日より施行する。